二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
青森県		弘前市
宮城県		名取市、角田市、米市、大崎市
	刈田	蔵王町
	柴田	柴田町、川崎町
	黒川	大郷町
福島県		郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、南相馬市、伊達市
	南会津	只見町、南会津町
	耶麻	西会津町
	大沼	金山町
	西白河	中島村、矢吹町
	東白川	棚倉町
	田村	三春町
	那須	那須町
栃木県		新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市
新潟県	東蒲原	阿賀町
	中魚沼	津南町
	瑞浪市	瑞浪市
岐阜県	揖斐	揖斐川町
	熊野市	熊野市
三重県	南牟婁	御浜町、紀宝町
	京丹後市	京丹後市
京都府		洲本市
兵庫県	多可	多可町
	美方	香美町
	五篠市	五篠市
奈良県	宇陀	御杖村
		御坊市、新宮市
和歌山県	有田	広川町、有田川町
	日高	日高町、印南町
	西牟婁	上富田町
	東牟婁	那智勝浦町、古座川町
		鳥取市、倉吉市
鳥取県	東伯	三朝町、湯梨浜町、琴浦町
	西伯	南部町、伯耆町
		安来市
島根県		岡山市、倉敷市、玉野市、高梁市、新見市、赤磐市、美作市
岡山県	真庭	新庄村
	久米	美咲町
		光市、柳井市
山口県		宿毛市
高知県		小林市
宮崎県		霧島市
鹿児島県	大島	瀬戸内町

三　令第四十五条第一項の地域

(一)　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
青森県		弘前市
宮城県		名取市、角田市、米市、大崎市
	刈田	蔵王町
	柴田	柴田町、川崎町
	黒川	大郷町
福島県		いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、南相馬市、伊達市
	南会津	只見町、南会津町
	耶麻	西会津町
	大沼	金山町
	西白河	中島村、矢吹町
	東白川	棚倉町
	田村	三春町
	那須	那須町
栃木県		新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市
新潟県	東蒲原	阿賀町
	中魚沼	津南町
	瑞浪市	瑞浪市
岐阜県	揖斐	揖斐川町
	熊野市	熊野市
三重県	南牟婁	御浜町、紀宝町
	京丹後市	洲本市
京都府		多可町
兵庫県	多可	香美町
	美方	五篠市
奈良県	宇陀	御杖村
		御坊市、新宮市
和歌山県	有田	広川町、有田川町
	日高	日高町、印南町
	西牟婁	上富田町
	東牟婁	那智勝浦町、古座川町
		鳥取市、倉吉市
鳥取県	東伯	三朝町、湯梨浜町、琴浦町
	西伯	南部町、伯耆町
		安来市
島根県		岡山市、倉敷市、玉野市、高梁市、新見市、赤磐市、美作市
岡山県	真庭	新庄村
	久米	美咲町
		光市、柳井市
山口県		小林市
宮崎県		霧島市
鹿児島県	大島	瀬戸内町

(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
宮城県		角田市、大崎市
	刈田	蔵王町
	柴田	柴田町
福島県		郡山市、須賀川市、二本松市、南相馬市、伊達市
	南会津	只見町、南会津町
	耶麻	西会津町
	大沼	金山町
	那須	那須町
栃木県		新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市
新潟県	東蒲原	阿賀町
	揖斐	揖斐川町
岐阜県	熊野市	熊野市
三重県	南牟婁	御浜町、紀宝町
	多可	多可町
兵庫県	美方	香美町
		新宮市
和歌山県	東伯	三朝町
	西伯	伯耆町
		美作市
岡山県	真庭	新庄村
	大島	瀬戸内町
鹿児島県		

○総務省告示第百四十四号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年に発生した災害に係る同条第一項の地方公共団体を次のように告示する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

一　都道府県

都道府県名	郡名	市町村名
福島県		郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、南相馬市、伊達市
	南会津	只見町、南会津町
	耶麻	西会津町
	大沼	金山町
	西白河	中島村、矢吹町
	東白川	棚倉町
	田村	三春町
	那須	那須町
栃木県		新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市
新潟県	東蒲原	阿賀町
	揖斐	揖斐川町
岐阜県	熊野市	熊野市
三重県	南牟婁	御浜町、紀宝町
	多可	多可町
兵庫県	美方	香美町
		新宮市
和歌山県	東伯	三朝町
	西伯	伯耆町
		美作市
岡山県	真庭	新庄村
	大島	瀬戸内町
鹿児島県		

二　市町村

都道府県名	郡名	市町村名
新潟県		魚沼市
三重県	南牟婁	熊野市
		御浜町、紀宝町
和歌山県		新宮市
	日高	日高川町
	東牟婁	那智勝浦町、古座川町

○農林水産省・国土交通省告示第一号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を次のとおり一部解除し、平成二十四年四月一日から施行することとしたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志